

Press Bridge利用規定

第1条(目的)

ハッピーPR株式会社(以下「当社」といいます)は、以下のとおりPress Bridge利用規定(以下「本規定」といいます)を定めます。

第2条(定義)

本規定において使用する用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供するプレスリリース配信サービス「Press Bridge」をいいます。本サービスには、本規定及び別紙に記載のサービス及びオプションが含まれます。
- (2) 「契約者」とは、本規定所定の手続きに従って本サービスの利用を申し込み、当社が当該申し込みを受諾した者をいいます。
- (3) 「会員」とは、本サービスにおける契約者のことをいいます。
- (4) 「プレスリリース」とは、企業または組織が報道機関向けに発表する各種情報をいいます。
- (5) 「メディアリスト」とは、当社が保有する、本サービスにおいてプレスリリースを送信する各報道機関の一覧表をいいます。当社は自らの裁量により、メディアリスト上の報道機関を追加又は削除することができます。
- (6) 「メディア会員」とは、当社が別途提供する報道機関向けサービスに登録した会員をいいます。

第3条(申し込み)

1. 貴殿は、本規定及び当社のプライバシーポリシーに同意の上、当社所定のWEBフォームに必要事項を入力することにより、本サービスの利用を申し込むことができます。
2. 貴殿は、当社が前項の申し込みを受諾した日から、契約者として本サービスを利用する非独占的な権利を有するものとします。
3. 当社は、当社の基準に従い、本条第1項の申し込みを受託するか否かを決定する裁量を有します。
4. 当社は、申し込みを受諾した後であっても、次のいずれかに該当する場合、受諾を撤回することができるものとします。
 - (1) 貴殿が虚偽の内容で申し込みを行った場合
 - (2) 本サービスの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 貴殿が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力に関与しているおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 貴殿が本規定に違反し又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) その他当社が不相当と判断した場合
5. 当社は、貴殿の申し込みを受諾しなかった場合又は受諾を撤回した場合、その理由を開示しません。

第4条(プレスリリースの送信)

1. 契約者は、本サービスにおいて、メディアリストに記載された報道機関又はメディア会員に対し、契約者のプレスリリースを電子メールにて送信することを当社に依頼することができます。本項の依頼は、当社所定のフォームから申し込むことができます。
2. 前項の依頼に対し、必要に応じて、当社から契約者に確認の連絡を入れる場合があります。
3. 当社は、本条第1項の電子メールを送信する日時を任意に決定することができるものとします。契約者において送信する日時を指定したい場合は、当社と契約者において事前に協議するものとします。
4. 当社は、いかなる意味においても、報道機関が契約者のプレスリリースを報道することを保証するものではありません。

第5条(プレスリリースの内容)

1. 本規約に基づき契約者が当社に依頼するプレスリリースは、当社が別途定める「プレスリリース基準」を遵守した内容のものでなければなりません。
2. 当社が、本規約に基づき契約者から依頼されたプレスリリースが「プレスリリース基準」を満たしていないと判断した場合、又は社会的影響等を考慮し公表するのにふさわしくない内容であると判断した場合、当社は契約者に対し当該プレスリリースの訂正を依頼することができます。
3. 当社は、前項の場合において、当該プレスリリースに関する本サービスの提供を停止することができます。

第6条(取材の対応)

契約者は、本サービスに基づいて送信されたプレスリリースにより報道機関から取材の依頼を申し込まれた場合、当社に次の各号の業務を依頼することができます。なお、各号の業務の実施の可否及び業務の詳細は、契約者と当社が協議の上、決定するものとします。

- (1) 取材の日程調整
- (2) 当該報道機関からの情報収集(取材に関する事項に限る)
- (3) 前号で収集した情報の取りまとめ及び契約者への提供
- (4) 取材への立会い(オンライン会議への同席を含む)
- (5) 写真等の素材の提供

第7条(オプション)

契約者は、本サービスのオプションとして、別紙に記載された業務を当社に委託することができます。

第8条(完了の報告)

当社は、第4条(プレスリリースの送信)、第6条(取材の対応)及び第7条(オプション)の各サービスがそれぞれ完了した後速やかに、契約者に対し当社所定の完了報告書を提出するものとします。当該報告書の提出をもって、当該サービスの検収が完了したものとみなします。

第9条(利用料金)

本サービス及びオプションの利用料金は、別紙に記載のとおりとします。

第10条(通知)

本規定に基づく当社から契約者への通知は、契約者が本サービスの申込時に当社に届け出たメールアドレス(当社所定の方法によりメールアドレスの変更を届け出た場合は、当該変更後のメールアドレス)に電子メールを送信する方法によって行います。なお、当社がメールを発信した時点で通知が完了したものとみなします。

第11条(プライバシーポリシー)

当社は、契約者から提供された個人情報を、プライバシーポリシーに記載した目的の範囲で利用することができるものとします。

第12条(再委託)

当社は、当社の裁量により、本サービスに関する業務の一部又は全部を第三者に委託することができます。この場合、当社は、当該委託先の行為によって発生した損害について連帯して責任を負うものとします。

第13条(禁止行為)

1. 契約者は、次の各号の行為をすることができません。
 - (1) 不正な手段により本サービスを利用すること。
 - (2) 他人のメールアドレスを利用すること。
 - (3) 他の利用者による本サービスの利用を妨害すること。
 - (4) 犯罪行為、法律違反、差別又は迷惑行為を誘発すること。

- (5) 本サービスの運営又は当社の事業を妨害すること。
- (6) その他、当社が不相当と判断する行為をすること。
2. 契約者が前項の行為をし、またはするおそれがあると当社が認めた場合、当社は契約者に事前の通知又は催告をすることなく、契約者による本サービスの利用を一時停止し、又は本サービスに関する契約を解除することができます。なお、当社は本項に基づく利用の一時停止又は契約の解除に関し、契約者にその理由の一切を開示しないものとします。
3. 本条により当社が契約者の資格を一時停止し、又は契約者の登録を抹消したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。但し、当社の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではありません。

第14条(知的財産権)

本サービスに関する知的財産権は、当社又はその他の正当な権利者に帰属します。なお、著作権に関する取り扱いは、次条で定めるとおりとします。

第15条(著作権)

1. 契約者が当社に提出したプレスリリースの著作権は、契約者に帰属します。当社は、当該プレスリリースを本サービスにおいて使用・複製できるものとし、契約者はその限りにおいて著作者人格権を行使しないものとする。
2. 前項を除き、本サービスにより提供された納品物その他の著作権は、当社又は正当な権利を有する第三者に帰属します。

第16条(免責事項)

当社は、本サービスに基づくプレスリリースの内容及び報道機関の報道により発生したクレームその他の第三者との紛争について責任を負担しません。

第17条(秘密保持)

1. 貴殿及び当社は、本事業において相手方(以下「情報開示者」といいます)より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、情報開示者が特に秘密である旨明示した情報(以下「秘密情報」という)を第三者に開示又は漏洩してはいけません。但し、次に該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本条の規定に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 情報開示者から提供された個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む))は、前項各号の規定にかかわらず秘密情報に含まれるものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、情報開示者からの書面による承諾を、事前に受けなければなりません。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。
4. 貴殿及び当社は、提供を受けた秘密情報について、本規定の目的の範囲内でのみ使用し、複製(バックアップを除く)、改変が必要な場合は、事前に情報開示者から書面による承諾を受けるものとします。

第18条(損害賠償)

1. 契約者又は当社は、自身の故意又は過失に基づき、相手方に損害を与えた場合、直接かつ現実に生じた損害を相手方に賠償する責めを負うものとします。
2. 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の累積額は、契約者が当社に支払った本サービスの利用料金の直近1年分の合計額を上限とします。

第19条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者及び当社は、次に該当する者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいいます。以下同様とします。)であること、又は反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本利用契約を含む相手方とのすべての契約の一部又は全部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができます。
 - (1) 相手方
 - (2) 相手方の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社及び関係会社及びその役員をいいます)
 - (3) 相手方の重要な使用人
 - (4) 相手方の主要な株主又は主要な取引先
 - (5) 前各号に掲げる者の他、相手方の経営を実質的に支配している者
2. 契約者又は当社が前項各号の一に該当する場合、該当者は、相手方に対するすべての債務(本規定による債務に限定されません)について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければなりません。
3. 本条に基づく本規定の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

第20条(適用関係)

本規定は、貴殿と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとし、本利用契約の成立前後を問わず、又は文書口頭の形式を問わず、貴殿と当社との間の本規定と抵触する契約条件はこれを排除するものとします。

第21条(本規定の変更)

1. 当社は、任意に本規定を変更できるものとします。
2. 当社が本規定を変更した場合、指定された期日以降は、変更後の本規定が適用されます。

第22条(解約)

1. 契約者は、当社所定のオンラインフォーム又は当社所定の書面で通知し、本サービスに関する契約を将来に向かって解除することができます。
2. 本サービスに関する契約が解除又はサービスの終了となった場合でも、第17条(秘密保持)の規定は終了後も3年間は無効に存続するものとし、第18条(損害賠償)、第19条(反社会的勢力の排除)、第20条(適用関係)、第24条(紛争の解決)の規定は終了後も無効に存続するものとします。

第23条(本サービスの終了)

当社は、契約者に対し1ヶ月以上前に通知を行ったうえで、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。

第24条(紛争の解決)

1. 本規定に関して、紛争等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。
2. 本規定に関する準拠法は、日本国法とします。
3. 本規定に関する紛争は大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年5月1日 制定

別紙

【利用料金について】

1. 本サービスの利用料金は、次の各号の全てを満たした場合に発生するものとします。
 - (1) プレスリリースを送信した報道機関(メディアリスト、メディア会員のいずれであるかを問わない)から当社にプレスリリースに関する問い合わせ(媒体及び時期は問わない)があること。
 - (2) 当社を介して当該報道機関から契約者に対し取材(対面・電話・オンライン等手段は問わない)がなされること。
 - (3) 当該報道機関の記事(紙面・オンライン・SNS等媒体は問わない)に契約者の企業名(報道機関において一般的に用いられる略称等を含む)又はサービス名が掲載されること。なお、掲載の事実確認は、当社にて実施する。
2. 契約者は、前項の全てを満たしたプレスリリース1件につき、当社に対し次の利用料金を支払うものとします。
 - (1) 前項第3号の報道機関が1つの場合:50,000円(税抜)
 - (2) 前項第3号の報道機関が2つ以上の場合:100,000円(税抜)
3. 契約者は、前項の利用料金を、当社所定の請求書に従い支払うものとする。

【オプションについて】

1. 本サービスのオプション及びその料金は、次の各号のとおりとします。
 - (1) プレスリリースの原稿に関するアドバイス:15,000円(税抜)／1件
 - (2) プレスリリースの企画支援・作成の代行:40,000円(税抜)／1件
2. 契約者は前項のオプションを利用した場合、その利用料金を当社所定の請求書に従い支払うものとします。